

【質問】

〔5番戸田久和君登壇〕

◆5番（戸田久和君） 5番の戸田久和です。

質問の第1項目めは、ライフそばの山本組ごみの山問題の取り組みについてです。

9月議会での答弁以降、山本組の産廃ごみの山問題について市はどのような取り組みを行ってきたのか、道路公団や門真警察、大阪府を含めた四者の連絡会議が結成されて動いているということですが、その進捗状況を説明してください。また、ごみの山撤去の費用予測としては、例えば3000万円前後なのか、数千万円前後なのか、責任者に費用負担をさせるためにどうしていくのか、お聞かせください。

今年度中には、ごみの山撤去を実現させるという決意に立って取り組みを進めるべきだと思いますが、市の決意と見通しをお聞かせください。

第2項目めは、自治会との業務委託契約の改善についてであります。

9月議会ですでに行政委託料支払い世帯数よりも広報の現物が少ないという異状がある18自治会、及びその後異状が発見された1自治会について、市はいつからどのような調査を行ってきたのか、その結果わかったことは何か、答えてください。

また、こういった異状は改善されたのか、改善のためにどのような指導を行ったのか、自治会側の誤解や理解不足の例としてはどのようなものがあったのか、答えてください。

そもそも市が自治会に配布委託するものは全戸配布が原則であるのに、市と自治会が交わしている業務委託契約書の中に、全戸配布とは別次元の問題であるはずの自治会世帯数報告書を求めたり、自治会の区域内世帯の配布と規定してあったりすることが混乱を招いているのではないのでしょうか。同契約書文言の早急な改定をすべきではないか、今後の対応策を聞かせてください。

また、門真市において複雑な自治会境界と町、字の境界や道路との関係が一目でわかる地図を担当課は作成するべきではないか、市の考えを聞かせてください。

第3項目めは、広報未配布世帯の完全解消実現についてです。

広報は、すべての市民が自治会の加入、未加入にかかわらず、黙っていても配布を受けられるべきものであり、少なくとも門真市の方針としてはそのように考えられてきたはずで、さらに、広報の意義を考えると、住居でない商店、事業所などを含む全戸配布を行うべきこともまた当然であると思います。

しかし、これまでの実態は、私が調査、作成してパソコンのデータとして市に渡した資料にあるとおり、全戸配布に比べると戸数の少ない国勢調査による居住世帯数、いわゆる実世帯数から見てさえ、本年12月配布実績でいえば、例えば新橋町では66世帯、下馬伏で114世帯が未配布であることが確認できます。門真は、自治会と町、字の境界が非常に複雑なので把握しにくいのですが、詳細に調べていけば全市で数百世帯かそれ以上の未配布世帯があることは間違いないと思われまます。

さらに、全市民世帯配布のものとして、自治会に配布業務委託されているのは広報にとどまらず、市民のしおり、ごみ袋、ごみの出し方パンフレット、議会だより、人権週間特集、社会福祉協議会だより、介護サービス周知のビラ、市の総合計画についてのビラなどなど非常に多岐にわたっており、これらのすべてが推定数百世帯に未配布のまま放置されてきたことは、ゆゆしき問題と言わなければなりません。

こういう状況に対して、公聴広報課はどのような方針、どのように改善しようとしているのか、地域振興課との密接な連携をして、広報の全戸配布の完全実現を早急に目指した作業計画を立てるべきではないか、市の見解をお聞かせください。

第4項目は、地元雇用を無視した緊急地域雇用対策をいつまでも続けるのかについてです。

失業と生活苦であえぐ市民の目の前で、その神経を逆なでするような無神経で無策なことが続いております。それが緊急地域雇用対策特別事業交付金を使った市の事業のやり方です。門真市民を雇用すること、もしくは、例えば雇用の8割以上を門真市民で充当することなどを契約条件に掲げて業者を募ればよいただけの話であるのに、2年前に問題を指摘して以来、何らそうした工夫をせず、そういう条件づけはなじまないと平然としているのは、市民の怒りを買うばかりであります。

こういう姿勢ですから、駅前タイルの補修作業で1100万円の交付金を受けて22人を雇用しても、門真市民はたった8人しか雇われなかったという事態が続いております。一体市は、少しでもいいから仕事が欲しいと渴望している市民の目の前で、緊急、地域、雇用と銘打たれた交付金事業で自分たちのできる仕事がよその市民に与えられていることを見せつけられる側の悔しさや憤りを考えたことがあるのでしょうか。地元住民が雇用されて作業したら、市政への参加意識や行政への理解が深まり、まちを愛する気持ちが深まるという大きな付随効果があります。同じお金を使うのでも、市民の反発を買うのとでは

大変な違いではないでしょうか。

金子学校教育部長が再三議会で断言しておるとおり、最少の費用で最大の効果を上げるのが行政の責務であるということは、単なるうたい文句であってはならないのです。いかにお金を生かして使うか、市民のためになって喜ばれるように、行政効果を上げるように使うのか、それに頭を使うのが行政の責務でありますけども、市のやり方はそのような頭の使い方をしているとは、とても思えません。

今後、市は目に見える改善をするつもりがあるかないか、はっきりとお答えください。

最後の5項目めは、勤務時間以外は市民と懇談しないという横着な行政が許されてよいのかについてであります。

世間的には市役所の職員は9時－5時の仕事で楽でいいと思われがちですが、実際には夜間や休日など勤務時間外に行わざるを得ない仕事を数多く抱えているのが実情ではないかと思われまます。各部局で行っている勤務時間以外での市民各層との懇談、交渉、業務などにはどのようなものがあるのか、全般ではどうか、また教育委員会や保健福祉部ではどうか、教えてください。

さて、常識的に考えて夜間懇談会を持つべき事案を正当な理由説明もなく拒否するような横着がもし一部の部署であったとしたら、それは職務怠慢であり、行政の信用を失墜させるものではないでしょうか。

また、公務にかかわる懇談でテープ録音禁止を市民に強要して嫌なら出席しないとしたり、懇談の席上で市民に威圧や侮べつを与えるような言動をする職員がいたとしたら、服務規程などに抵触するのではないのでしょうか。管理職の横着横暴の苦情や処分要求はどこへ行ったらよいのか、教えてください。

とりあえず1回目の質問をこれで終わります。

○議長（富山悦昌君） これより理事者の答弁を求めます。田村市長公室長。

〔市長公室長田村正博君登壇〕

【答弁】

◎市長公室長（田村正博君） 戸田議員御質問のうち、広報未配布世帯の完全解消実現について私より御答弁申し上げます。

広報紙の全戸配布につきましては、従来より各自治会に依頼し配布願っているものと、市より直接送付するなどして配布漏れのないように努めてきたところであります。しかしながら、配布漏れが生じているものもあり、判明したものににつきましては、その都度配布するよう努めております。また、ことしより新たに転入される市民に対し、市民課の窓口において配布についてのお知らせ

をお渡しし、広報配布についての周知をするとともに、従来より南部市民センターなど窓口に広報紙を置くなどしているところでもあります。

次に、配布漏れの調査についてであります。現在地域振興課と協力して従来から配布をお願いしております各自治会に対しまして、自治会内での全戸配布のお願いをいたしております。また、何らかの事情によりまして未配布となっております世帯の調査につきましてもお願いいたしているところでもあります。さらには、自治会範囲外の世帯につきましても、自治会境界線を確認するなどいたしまして、配布漏れのないよう調査をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 今堀理事。

〔理事兼行政管理部長今堀司郎君登壇〕

◎理事兼行政管理部長（今堀司郎君） 戸田議員御質問のうち、緊急地域雇用対策についてお答えを申し上げます。

門真市民の雇用につなげること、あるいはまた門真市民に限定した採用を図るべきであるとの趣旨につきましては、昨今の厳しい雇用情勢からも心情としては変わらないものがあります。

しかしながら、本制度が失業者を救済するという国の補助金制度でありまして、また同制度によります大阪府の基金による事業でございます。民間企業等へ委託することが原則となっております。また、契約した企業ができるだけ公共職業安定所等を通じて雇用するのが一連の要領となっております。御指摘の地域限定を設けることは難しい面があると思われま。隣接市で行えば本市も行う、同様に本市が行えば他市も行うということとなります。本制度本来の趣旨であります広い雇用就業機会創出に相反することともなると考えております。したがって、実際に契約書上明記するのは、広い意味での本制度における雇用就業機会の創出という観点から難しいものと思われま。

しかしながら、でき得る限り市民雇用の増加を果たすべく、社団法人シルバー人材センターの活用や、また契約いたしました業者にできるだけ門真市民を雇用するよう申し入れを行うとともに、門真公共職業安定所への求人案内を回すよう指導をいたしております。結果といたしまして、平成12年度におきましては、総新規雇用就業者数124人のうち、市民雇用就業者数が105人で85%、総新規雇用就業延べ日数3410人・日のうち、市民雇用就業が2512人・日で74%と相なっております。御指摘の8割程度はほぼ達成でき

○議長（富山悦昌君） 南市民生活部長。

〔市民生活部長南治郎君登壇〕

【答弁】

◎市民生活部長（南治郎君） 戸田議員御質問のうち、自治会との業務委託契約の改善についてでございますが、6月及び9月議会で指摘いただいた自治会についての調査は、7月11日より7月17日まで及び11月2日から11月11日までの間、各自治会長に面談または電話にて自治会内の世帯数の確認方法や広報紙の配布状況等を調査したところであります。

調査いたしました自治会においては、特にマンション等の多いところや公営住宅の建てかえ等で世帯数の把握がおくれたところが9自治会あり、これらの自治会は自治会への未加入世帯も多く、世帯数の把握の困難さもあるものと思われたところであります。

次に、転入、転出等異動が頻繁にあり、正確な世帯数をとらえ切れていないと思われる自治会が5自治会あり、これらの自治会につきましては、再調査をお願いしたところでもあります。また、数十世帯の違いのあった自治会の中には商店、工場、企業等が多く、広報紙は未配布でありましたが、行政委託料の世帯数に加算されていた自治会が1自治会あったところでもあります。

次に、自治会側の誤解等についてであります。自治会未加入世帯や商店、企業等のとらえ方に違いがあり、自治会未加入世帯等については、広報紙を配布しないと決められている自治会があり、これらについては広報紙の全戸配布の趣旨にのっとり、早急にただしていただく必要があると考えまして、各自治会長あてに文書にて、地域内の自治会未加入世帯や商店等を含む全世帯に広報紙等の配布をお願いするよう、12月10日付で依頼したところでもあります。いずれにいたしましても、調査をいたしましたすべての自治会においては、非常に積極的に御協力をいただき、13年度以降その大部分においてばらつきが解消されてきたところでもあります。

次に、業務委託契約書についてであります。新年度に業務委託契約を結ぶ予定であり、その内容につきましては、一定の見直しを図るべく検討いたしており、2月に開かれます自治会連合会の理事会においてお願いする予定にいたしております。

また、自治会境界のわかる地図については、担当課として所有はいたしておりますが、新規開発等により自治会の境界のわかりにくい地域等については、現地調査を実施する等、修正に努めてまいりたく考えております。

なお、今後におきましては、関係各課とも情報を共有する等、より連携を密

にしていきたく考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 高木環境整備部長。

〔環境整備部長高木正弘君登壇〕

◎環境整備部長（高木正弘君） 戸田議員御質問のライフそば山本組ごみの山問題への取り組みについて、答弁申し上げます。

10月以降につきましても引き続き大阪府の協力を得まして指導してまいりましたが、抜本的な改善に至っておらず、隣接地の日本道路公団も含め、門真警察署、大阪府産業廃棄物指導課、本市関係部署も含めて、関係行政機関四者がこの問題に対し一体となって取り組むために、11月1日に建設廃材の野積みに係る苦情処理対策連絡会議を設置いたしましたところでございます。

この会議の中で、山本組に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3による改善命令を視野に入れて厳しく指導する、また地権者に対しては協力要請を検討するなど決定いたしております。その後、当該地への新たな建設廃材の搬入禁止の指導にもかかわらず搬入していることが判明したことから、大阪府は12月6日に産業廃棄物を長期にわたり保管していることは、法第12条第1項に違反しているとして、大阪府へ出頭させ改善を命じております。

さらに、12月10日には第2回連絡会議を環境センターで開催いたし、山本組及び地権者にも出席を求め、その中で山本組に対しましては、廃棄物の速やかな撤去などの解決に向けての厳しい指導をし、地権者に対しても必要な措置を講じるよう協力を要請いたしました。その後、12月11日には10トン車で3台分、約60m³の廃材を搬出いたしております。

なお、廃材撤去の費用であります。廃材の撤去方法により処理費用が大きく左右されるため予測できませんが、山本組に対し廃棄物の撤去を履行させることが重要であると考えております。

このような現状から、今後しばらく山本組の対応を見守るとともに、早期解決を目指してまいり所存でありますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 5番戸田君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 再質問させていただきます。11分か12分あるはず

です。

ごみの山の問題や広報の全戸配布問題については、それぞれに解決に前向きで期待できる答弁がなされたことを評価いたします。

もともと業務委託契約の配布文書の筆頭に広報が挙げられ、その他の配布文書もほとんどすべて広報挟み込みで配布されているというのに、広報現物が無い分の世帯割料金を支払うことなどが許されるはずもなく、世帯数と広報紙の配布枚数とは比較対象とするべき性質のものではないだとか、数の異状をすべてリアルタイムの差だとか強弁した9月議会での瀬戸前市民生活部長の答弁は、その場しのぎのごまかしでしかないことは最初から明白でありました。自治会に入らない人には広報を配らなくてよいという誤解が一部に残っていたことも、契約異状や未配布の原因の一つであったことも明らかになりました。

こうした瀬戸前部長の答弁は、まことに腹立たしいものでありますが、しかし大事なのは、市民にとってよい方向に物事が変わっていくことであって、議会答弁の整合性をしつこくつくことではないと考えますから、広報問題についてはこの指摘にとどめ、来年度からの契約改善と全戸配布実施を支援する立場で見守っていきたいと思います。

次に、緊急雇用対策の問題については、先ほどの答弁で私としては非常に不十分であると思います。そして、門真市が限定をつければよそもいろいろつけるから、雇用対策にマイナス効果であるというふうな言い分がちょっと理解しかねます。また、昨年度全体で見れば、それなりのいい成績であるとすれば、私が今回指摘した道路舗装の問題については、これは庁内での指導とか理解不足によるものではないかということについての見解を最後に伺います。

それから、横着な部署の問題についてですけれども、具体的に質問いたします。

保健福祉部、福祉事務所、児童課は、門保連という保育所問題を取り扱う運動団体への対応として、かなり以前から毎年一般の保護者も参加する夜7時からの懇談会の開催を要請されているにもかかわらず、これを拒否し続けています。現に、ことしも門保連資料によりますと、14項目要望書の14項目め、懇談会は夜7時以降に行い、一人でも多くの利用者の意見を聞いてくださいという要望に対して、勤務時間内でお願ひしたいという文書回答をしてこれを拒絶し、ほかの課では時間外にしているのになぜだめなのかという問いかけに対しても、あかんという理由はない、時間内でしてほしいと答えるというところもない対応をしておるようです。

保育所問題での利害当事者たる住民は、日中は仕事を持っていて、夕方は子